

行方市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理及び教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関するガイドライン

行方市教育委員会

1 趣旨

行方市立小学校及び中学校の教育職員が、正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、在校等時間の上限等に関する指針を定めるもの。

2 対象の範囲

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条に規定する行方市立小学校及び中学校の教育職員のすべて

3 管理の対象とする時間

教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

4 上限とする時間

- (1) 1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内
- (2) 1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内
ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、
- (3) 1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内
- (4) 連続する複数月の平均超過時間80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6か月までとする。

5 学校が取り組むべきこと

- (1) 教育職員が在校している時間は、ＩＣカード等により客観的に計測する。校外で職務に従事している時間も、教育職員の報告等によりできる限り客観的に計測する。
- (2) 計測した時間は、公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を5年間行う。また、教育委員会の求めにより、毎月計測結果を報告する。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
 - ① 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による直接指導を実施する。
 - ② 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
- (5) 教職員は原則定時退勤とし、特に急な校務がない限り、園児・児童・生徒完全下校後2時間以内には退勤することを目安とする。繁忙期には、午後9時を超えないで退勤する。
- (6) 年次休暇等については、校務に支障がない範囲で取得を推進する。
- (7) 長期休業期間中は、各学校の定時退勤を基本とする。
- (8) 休日・祝日等の他、次の8日を日直を置かない学校休校日とする。緊急時（児童生徒・教職員の事故等）には、管理職（校長・教頭）に連絡する。

8月13日・14日・15日・16日 11月13日 12月27日・28日 1月4日
※ 令和2年度のみ8月7日・11日・12日を追加する

(9) 中学校部活動の休養日等について

① 休養日について

- ・週当たり3日の休養日を設ける。(平日は原則月曜日と木曜日、土曜日または日曜日のどちらかを休養日とする。)また、大会・演奏会等で、土曜日及び日曜日のどちらも実施する必要がある場合は、休養日を他の曜日に設ける。
- ・中体連関係の大会(新人体育大会、総合体育大会)等の前は、各中学校の実態や実情に応じて練習日となる場合もある。

② 朝練習の実施について

朝練習は実施しない。

③ 平日及び休日の部活動の練習時間について

平日の活動時間は2時間程度とする。また、休日の活動時間は3時間程度とする。試合等で午前、午後にわたる場合は、校長の許可を得て実施する。長期休養中の練習についても、これに準ずる。

④ 部活動の練習計画について

部活動の練習時間等については、生徒・保護者へ事前に連絡し、活動する。また、長期休業中における休養日の設定は学期中に準じた扱いをするとともに、次の休養日数(休日・祝日を含む)を設けること。

夏季休業中：15日以上 冬季休業中：8日以上 学年末・始休業中：3日以上

6 留意事項

(1) 上限時間について

- ① 本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ② 本指針は学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものである。決してこれらの削減方策を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるものではない。

(2) 在校等時間の記録について

在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、または残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

本来、業務を持ち帰らないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、本指針の趣旨に反するものであり、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

7 その他

行方市立幼稚園の教育職員等については、このガイドラインに準じた取組をするものとする。

令和4年6月改訂